

経済産業省

20160721商局第1号

鉱山保安法施行規則第43条第3項に基づく作業監督者の選任要件について（内規）を次のように制定する。

平成28年8月1日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之

鉱山保安法施行規則第43条第3項に基づく作業監督者の選任要件について
（内規）

鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号。以下「規則」という。）第43条第3項の規定により、同条第1項の表（以下「表」という。）の第1号（火薬類を存置（火薬類の受渡場所又は発破場所において一時存置する場合を除く。）する作業を除く。）、第8号、第10号又は第14号の上欄に定める作業に関し、それぞれ当該各号の下欄に掲げる資格を有する者と同等以上の能力を有すると産業保安監督部長が認める者の要件を下記のとおり定め、運用することとする。

記

規則第43条第3項の規定により、産業保安監督部長が認める者は、表の第1号、第8号、第10号又は第14号のそれぞれに応じ、次の要件を満たす者とする。

（1）表の第1号に掲げる作業について

鉱山保安推進協議会が実施する「鉱場技術保安管理士試験」又は「露天採掘技術保安管理士試験」の技術試験及び法令試験に合格し、「鉱場技術保安管理士」又は「露天採掘技術保安管理士」の称号を有すること。

作業監督者に選任する日（以下「選任日」という。）から過去4年間において、鉱山保

安推進協議会が実施する鉱山保安法（昭和24年法律第70号）に係る講習を受講しており、かつ、選任日以降においても、4年に1回以上の頻度で当該講習を受講していること。

表の第1号の上欄に定める作業に関し十分な実務経験を有すること。

（2）表の第8号に掲げる作業について

鉱山保安推進協議会が実施する「鉱場技術保安管理士試験」の技術試験及び法令試験に合格し、「鉱場技術保安管理士」の称号を有すること。

選任日から過去4年間において、鉱山保安推進協議会が実施する鉱山保安法に係る講習を受講しており、かつ、選任日以降においても、4年に1回以上の頻度で当該講習を受講していること。

表の第8号の上欄に定める作業に関し十分な実務経験を有すること。

（3）表の第10号に掲げる作業のうち、鉱業法（昭和25年法律第289号）第62条第3項に基づく事業の休止認可を受けている鉱山における作業（ただし、当該作業において、工場等からの排水を休止鉱山の坑廃水と併せて処理していない場合に限る。）について

一般財団法人休廃止鉱山資格認定協会が行う休廃止鉱山坑廃水処理資格認定講習の修了試験に合格した者であること（ただし、当該講習に係る修了証書が有効期間内である者に限る。）。

（4）表の第14号に掲げる作業について

鉱山保安推進協議会が実施する「露天採掘技術保安管理士試験」の技術試験及び法令試験に合格し、「露天採掘技術保安管理士」の称号を有すること。

選任日から過去4年間において、鉱山保安推進協議会が実施する鉱山保安法に係る講習を受講しており、かつ、選任日以降においても、4年に1回以上の頻度で当該講習を受講していること。

表の第14号の上欄に定める作業に関し十分な実務経験を有すること。

附 則

1. この規程は、平成28年8月1日から施行する。
2. 「鉱山保安法施行規則第43条第3項に基づく作業監督者の選任要件について（内規）」（20140520商局第6号）は廃止する。